

伊豆の国市商工会

危機管理マニュアル



平成25年 7月10日 策定

平成27年 4月 1日 更新

令和 3年10月 1日 更新

伊豆の国市商工会 BCP基本方針

商工会は大規模災害発生の場合、会員事業の早期復旧を支援し、行政等と連携して地域経済の速やかな回復および事務局機能維持を図るべく、以下の方針に基づき、事業の継続・早期復旧に取り組む。

●災害が発生してもお客様の安全(避難)を最優先する

●会員事業所および職員とその家族の安否状況を把握し安全を守る

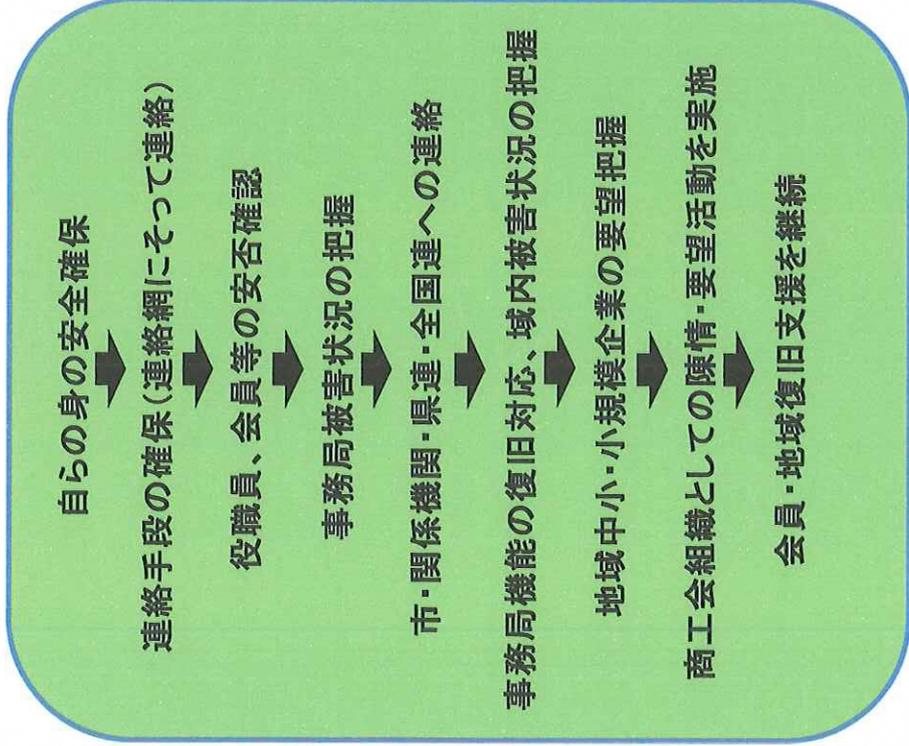
●被災した際にも可能な範囲で事務局体制を整備し会員事業所等の相談に対応する

●帰宅困難者や住民をできるだけ支援し地域社会に貢献する

●市、県連、他団体と協力し状況把握に努める

危機発生時の対応（基本的な考え）

1. 職員の行動



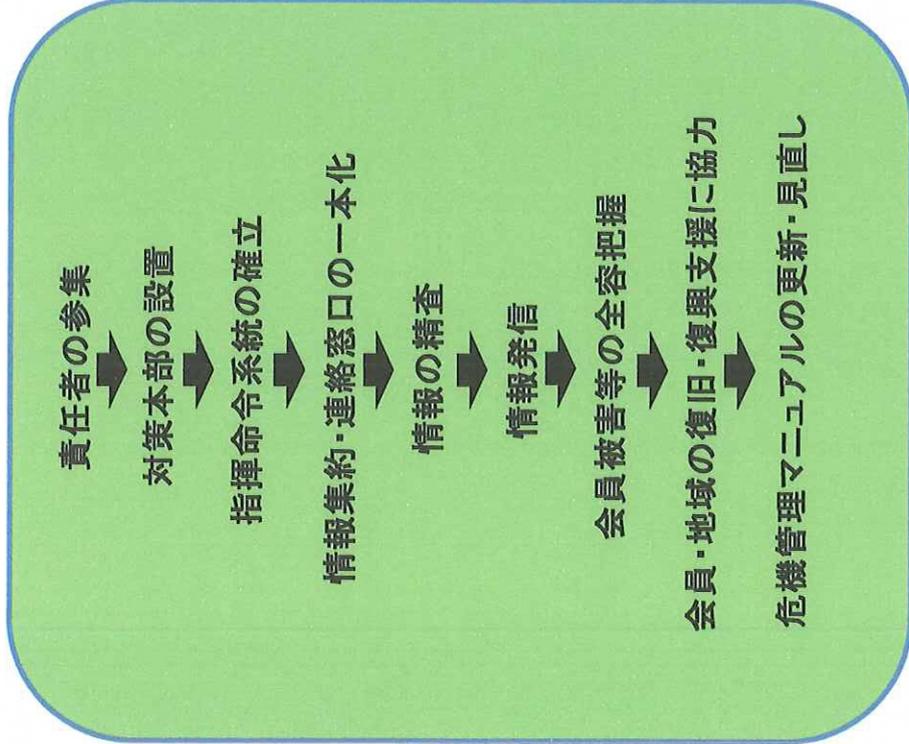
事務局機能の維持・復旧のためには、職員の尽力が不可欠であるため、危機発生時には第一に身の安全の確保を図るとともに、他の職員の安否確認を行う。その際、連絡手段等が無い場合も想定されるため、連絡手段をいかに確保するかを平時において決定しておき、各職員が誰宛に連絡を入れるか等の基本的なルールを確認しておく。

また直属の上司と連絡が取れない場合には、役職員の安否確認窓口を担当する職員を設置し、その者に情報を集約するなど、情報が錯綜することがないように留意する。

一方、危機に直面した際は、各職員がその場に合わせて柔軟に対応できる余地を残しておくことも重要である。特に事務局長等には、状況に応じた臨機応変な決断・対応が求められる。

危機発生時の対応(基本的な考え)

2.事務局の役割



商工会事務局として最も注力すべきは、平時からマニュアル内容や域内の避難場所等を会員等に周知し続けることである。会員だけでなく地域の被害を最小限に抑えることができるよう、日頃から危機意識を醸成する仕組みを構築しておく。

危機が発生した際には、事務局に危機対策本部を設置し、指揮命令系統を明確にしたうえで迅速に対応しなければならぬ。不確かな情報の公表は混乱を招くことにつながる危険性があり、危機対策本部では情報収集とともに情報を精査し、極力正確な情報発信を心がける。

危機が発生、またはその恐れがある場合は、会長をはじめ事務局長等が各職員への確かな指示を出し、地元市町村や関係機関と連絡を取り合い情報共有化を図りつつ、被害の全容を把握することで、最適な対応策を講じるよう努める。

危機発生時に優先する業務

優先する業務

※会員サービスを最優先し、組織運営に係る業務は縮小する。また可能な限り会議等は延期する。

- ①金融支援
事業継続に不可欠な資金繰り支援 等
- ②労務・税務支援
雇用や給与等の相談に対応 等
- ③意見具申
会員・地域状況報告、支援策の要望 等

危機発生時の業務

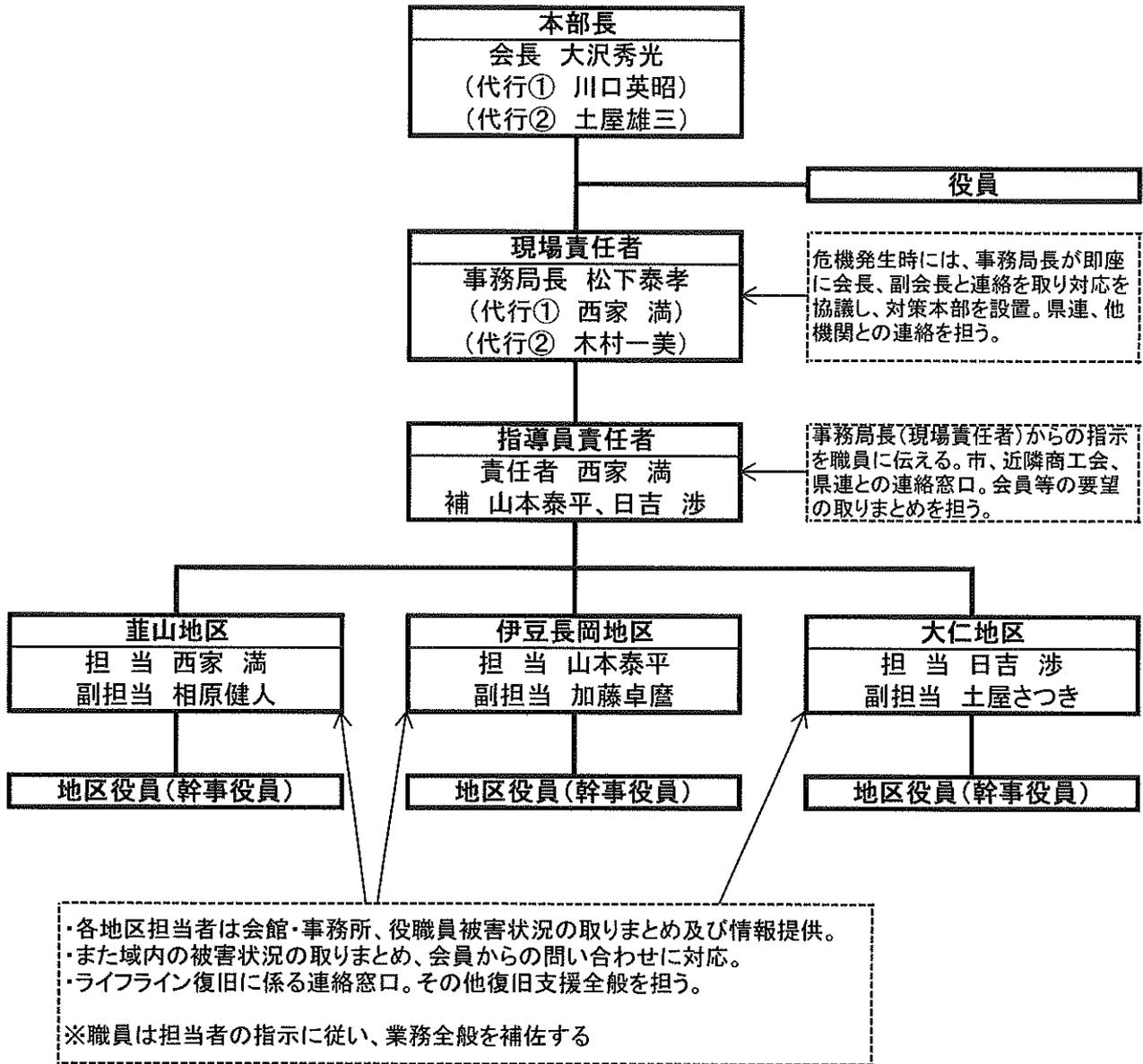
※人命救助を第一に行い、救援活動をできる限り実施する。

- ①役職員の安否確認
- ②会員の安否確認
- ③会員等の被害状況を把握・情報提供
- ④商工会館等の被災状況を把握
- ⑤事務局機能の復旧
- ⑥商工会館・事務所を救援施設として提供
(避難民宿泊、FM基地局 等)
- ⑦備品等の提供

危機発生時には、連絡手段やインフラの寸断、交通網のマヒ等、大きな混乱が生じ平時と同等の事業実施は困難となる。それだけでなく、救助・救援活動・会員の安否確認・地域の被害状況把握と情報提供等、平時とは異なる上記のような喫緊に対応すべき業務が生じる。

そうした事態に備え、上記の優先業務を決定把握しておく。また優先度の低い業務は責任者の指示のもと、実施を見送る決断をする。

非常時連絡網 対策本部機構図



緊急時連絡先

	氏名	固定電話	携帯電話	携帯電話アドレス	自宅住所	在宅時避難場所	通勤手段
1	松下泰孝						
2	西家満						
3	山本泰平						
4	日吉渉						
5	木村一美						
6	浅井幸枝						
7	加藤卓磨						
8	相原健人						
9	鶏川ゆかり						
10	土屋さつき						
11	佐口睦子						
12	白井千秋						
13	塩崎真珠						
14	鈴木浩子						
15	佐藤麻紀						

危機発生時の対応

危機のランク	内容
A	《事務局機能が不能になると想定される》
	■ 震度5強以上の地震が発生、または発生する恐れがある時
	■ 地震による大津波が発生、または発生する恐れがある時
	■ 大規模火災が発生した時
	■ 台風を原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時
	■ 大雨による災害が発生、または発生する恐れがある時
	■ その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがある時
	■ 新型インフルエンザ等が発生、または発生する恐れがある時
B	《事務局機能の大幅低下が想定される》
	■ 震度5弱の地震が発生した時
	■ 洪水・津波・噴火・火災が発生、または発生する恐れがある時
	■ その他、域内に被害が発生、または発生する恐れがある時
	■ 気象庁から各種警報が発令された時
C	《事務局機能の軽微な低下が想定される》
	■ 震度4の地震が発生した時
	■ 地震の伴う津波等が発生する恐れがある時
	■ 気象庁から注意報（※）が発令された時
	■ 商工会の近隣において停電、火災が発生した時

※災害状況に応じ、管理者が危機のランクを判断する

危機への対応(A、B)

時間	優先業務とすべき事項	職員の対応
危機発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認システムの発動（役職員の安否を即座に確認） ・非常時連絡網による連絡（安否確認システムと同時に実施） ・連絡手段の確保（使用可能な機器を確認し、県連に連絡） ・危機対策本部の設置（正副会長や役員と連絡をとり、事務局長や経営指導員責任者は参集） ・ライフラインの確認 ・優先業務以外の業務を縮小 	<p>《勤務中》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自動車乗用中：路肩に駐車後、キーをつけたままにし、避難場所へ避難（連絡ができるようであれば上司へ報告） ■公共交通機関乗車中：停車後、避難場所へ避難（連絡ができる場合は上司へ報告） ■安否確認システムへ必ず返信及び家族の安否確認 ■商工会館・事務所等からの一時避難を実施（連絡手段や連絡できる余裕があれば県連に連絡） ■地域の災害対策活動に参加（避難所への誘導や声掛け） ■管理職以外の帰宅を実施 <p>《勤務外（通勤中含む）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自動車乗用中：路肩に駐車後、キーをつけたままにし、避難場所へ避難 ■公共交通機関乗車中：停車後、避難場所へ避難 ■安否確認システムへ必ず返信 ■家族の安全確保（安否が確認できたら上司へ報告） ■管理職以上の職員の参集（参集可能な距離に住む職員も参集） ■地域の災害対策活動に参加（避難所への誘導や声掛け） <p>※自分の身の安全を第一に考え、安全が確保できたら商工会として優先すべき業務に従事。</p>
当日	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会館・事務所の被害確認（使用可否を見極め、避難する場合は県連に連絡） ・帰宅困難職員への対応 ・商工会館・事務所の被害が軽微であれば避難民の受け入れ、備品等の提供を開始し、域内の救援・復旧活動支援に従事 	<p>※自分の身の安全を第一に考え、安全が確保できたら商工会として優先すべき業務に従事。</p>

時間	優先業務とすべき事項	職員の対応
一日 ～ 三日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認（全員と連絡が取れるまで続ける） ・救援活動を支援（72時間以内の救出・救援に協力） ・商工会館・事務所の被害が軽微の場合には、避難民等の受入れ、備品等の提供継続 	<ul style="list-style-type: none"> ■通勤の可否等について非常時連絡網を活用し上司に報告（災害発生時、勤務している被災地商工会が遠方の場合、最寄りの商工会、県連等へ出勤することとも検討） ■家族・親類等の安否確認（自宅の被害状況確認） ■個人所有のパソコン等を用い、連絡手段を確保 ■自宅待機の場合は自宅周辺の被害状況を把握
四日 ～ 一週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・域内の避難場所の把握（商工会館・事務所が避難場所として使用できる場合は、全員にわかるように図示） ・域内被害状況の調査開始 ・商工会館・事務所の被害状況の取りまとめ開始 ・商工会が有する備品等の提供継続 ・義援金の要請・募集開始（当該地域が被災地でない場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ■商工会館・事務所の使用可否を検討 ■域内の救援、復旧活動を支援 ■巡回訪問の再開（避難場所を巡回し、会員の安否、被害状況等を確認）

時間	優先業務とすべき事項	職員の対応
一週間	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の募集・送付（当該地域が被災地でない場合） ・商工会館・事務所の被害状況の把握 ・事務局機能の早期復旧（電話・電気の復旧含む） ・会員支援強化（事業継続支援・生活支援） ・会員の被害状況調査開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■商工会館・事務所の被害規模・金額を確定 ■商工会館・事務所の復旧に係る費用に係る予算を要望 ■避難所等への支援物資の運搬 ■相談窓口の再開 ■会員の安否確認の継続 ■会員の被害状況調査の継続
一ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の被害状況調査の継続 ・会員の間接被害の調査開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■会員一人ひとりの被害状況を把握 ■会員の事業復旧に係る各種施策等の要望を実施 ■商工会館・事務所の移転や仮設事務所での業務を開始（事務所機能が著しく損なわれた場合）

危機への対応(C)

時間	優先業務とすべき事項	職員の対応	【勤務外（通勤中含む）】
災害発生 ～ 当日	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認システムの発動 ・連絡手段の確保及び非常時連絡網による連絡 ・優先業務以外の業務縮小 ・ライフラインの確認 ・帰宅困難職員への対応 ・域内被害状況の調査 ・会員被害状況の調査 ・商工会館・事務所被害を把握 ・復旧・復興活動の支援 ・域内被害状況の取りまとめ、報告（必要であれば県連や行政へ報告） 	<p>【勤務中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自動車乗用中：安全な場所に駐車し、上司へ連絡。必要に応じて避難 ■早急に事務所へ帰参 ■商工会館・事務所の被害確認 ■地域の危機対策活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ■自動車乗用中：安全な場所に駐車し、上司へ連絡。必要に応じて避難 ■事務局長等の参集 ■安否確認システムに必ず返信
一日 ～ 三日	<ul style="list-style-type: none"> ■巡回・窓口業務を再開し、域内被害状況を確認 ■会員の被害状況を把握 		

会館概要

商工会館事務所名	所在地	構造	建築年	耐震診断	備考
伊豆の国市商工会本所 / 韮山支所	伊豆の国市四日町290	鉄筋造 2階建 1階面積 215㎡、延床面積 422㎡	昭和58年	未実施	
伊豆の国市商工会 伊豆長岡支所	伊豆の国市古奈255	鉄筋鉄骨造 2階建 1階面積 258.4㎡、延床面積 423㎡	平成5年	未実施	市の施設のため耐震基準をクリアしている
伊豆の国市商工会 大仁支所	伊豆の国市大仁454	鉄筋造 3階建 1階面積 161㎡、延床面積 482㎡	昭和58年	未実施	

避難場所

商工会館事務所名	所在地	水害 (①第一避難場所、②第二避難場所)	地震 (①第一避難場所、②第二避難場所)
伊豆の国市商工会本所 / 韮山支所	伊豆の国市四日町290	① 韮山農村環境改善センター ② 松並公民館	① 静岡県立韮山高等学校 ② 韮山小学校
伊豆の国市商工会 伊豆長岡支所	伊豆の国市古奈255	① 南条区民ホール ② あやめ会館	① 長岡総合会館 ② 長岡南小学校
伊豆の国市商工会 大仁支所	伊豆の国市大仁454	① ひまわり保育園大仁分園 ② 大仁区民会館	① 静岡県立大仁高等学校 跡地 ② 大仁中学校

7. 関係機関等の連絡先

分類	機関名	電話番号
商工会関係		
関係機関等		

分類	機関名	電話番号
ダイヤライン(※)		
情報交通		
その他		

災害用備蓄品一覧

確認日記入

3.11.10

備品名	本所	伊豆長岡支所	大仁支所
懐中電灯	✓	✓	△H10製つくかわからない
電池	✓	✓	✓
ラジオ(手動)			
ラジオ(電池式)	✓	✓	✓
非常食			
ラップ	✓	✓	✓
ポリ袋	✓	✓	✓
飲料水 3日分			
衣料(夏場は数多く必要)			
衣料(冬場は防寒のため)			
下着・衣類			
防寒用具			
ブランケット			
マスク	✓	✓	✓
雨合羽・ポンチョなど			
水を運ぶポリタンク			
ナイフ	✓	✓	
はさみ	✓	✓	✓
ボール			
ライター			✓
ガムテープ	✓	✓	✓
筆記用具・マジック	✓	✓	✓
手動充電式ライト			
携帯充電器			
ランプ・ランタン			
水のいないシャンプー			
洗面用具			
あんか・簡易カイロ			
革の手袋・軍手		✓	
薬	△飲み薬無し	✓	✓
簡易トイレ			
生理用品			
ウエットティッシュ	✓		
ティッシュペーパー	✓	✓	✓
ヘルメット	✓	✓	✓
笛			
タオル・バスタオル	△バスタオル無し		△バスタオル無し
連絡用 紙	✓		✓
新聞紙	✓	✓	✓
原付バイク	✓	✓	✓